

# 令和8年度 古泉財団奨学生 【学部生対象】

## 大学推薦 【公益財団法人古泉財団】

- **募集対象:** ①学部在学中の学生(令和8年4月1日時点で2年生)であること。  
②財団が定める学力基準及び家計基準を満たすこと。  
③他の給付型奨学生の給付を受けていないこと。
- **募集人数:** 2名程度(応募者多数の場合は学内選考を行います。)
- **金額:** 給付(返還不要) 20,000円／月額
- **支給期間:** 令和8年4月～令和11年3月 計36ヶ月間
- **応募期間:** 令和8年1月14日(水)～令和8年3月9日(月)
- **応募方法:** 応募書類を学生支援課窓口で受け取り、作成のうえ、応募期間内に、学生支援課窓口に提出してください。

※この掲示には主な条件のみ掲載しています。詳細は募集要項を参照してください。

令和8年1月14日 学生支援課奨学支援担当  
TEL 025-521-3286

# 古泉財団奨学生 2026年度奨学生募集要項

## 1. 趣旨

古泉財団奨学生は、新潟県内の指定校に在籍し、学業優秀で将来有望な学生を経済的に支援することを目的としています。

本奨学生は、学業成績および人物面で優れ、大学院進学を志すなど強い向学心を備え、将来の活躍と地域社会への貢献が期待される学生に対する学修奨励金として給付されるものです。

給付型奨学生であるため返済の義務はなく、創設以来、卒業後の進路や職業選択については、奨学生本人の自由が尊重されています。

奨学生には、将来の計画を主体的に描き、大学生活において不断の努力を積み重ね、その成果として自身の希望を実現していくことが期待されています。

## 2. 応募資格

この奨学生の応募資格は、以下の条件を満たす方を対象とします。

- (1) 指定校（修業年限4年の学部・学科）に在籍する4月1日時点で2年生であること
- (2) 学力基準と家計基準を満たすこと
- (3) 他の給付型奨学生を併用していないこと **※高等教育の修学支援新制度（授業料減免）を含む。**  
(大学による学納金減免措置及び学業奨励を目的とした給付型奨学生、その他一定のものは併用可)

## 3. 採用人員

20名程度 **(上越教育大学からは2~3名程度)**

## 4. 金額及び支給方法

### (1) 支給金額

年額24万円（月額2万円）

### (2) 支給期間

原則として、奨学生として採用された時点から大学の正規の修学期間（36か月間）

但し、財団の規程により、奨学生の廃止事由に該当する場合には1年間で終了する場合有

### (3) 支給時期

原則として、毎年6月末日に年額24万円を一括支給

## 5. 応募方法

応募に関する具体的な手順は、在籍する大学の事務局にお問い合わせください。

各大学事務局は、学内選考を通過し、学長推薦を得た応募者の書類を財団宛に提出してください。

なお、応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

また、応募書類の受付後、記載内容の確認のため、財団担当者が本人と面談を行う場合があります。

## 【応募書類】

以下の書類を所定の様式で各 1 通ずつ提出してください。

- ①大学学長等の推薦書（所定の様式）
- ②奨学生願書（所定の様式）
- ③最新の成績証明書（大学発行のもの）
- ④家計支持者の直近の収入証明書類
  - ・給与所得者の方：給与所得の源泉徴収票の写し
  - ・給与所得以外の所得もある方：所得税の確定申告書の写し
  - ・給与所得者以外の方：所得税の確定申告書の写し
- ⑤個人情報の取扱いに関する同意書（所定の様式）

## 6. 受付期間

原則として、1月 10 日から 4 月 30 日まで

## 7. 選考及び決定

### (1) 選考方法

推薦された応募者について、選考委員会による審査を経て、代表理事が奨学生を決定します。

### (2) 採否結果の通知

6月下旬までに、在籍する大学を経由して本人へ通知します。

### (3) 確認書類の提出

各大学事務局は、奨学生に採用された方について、以下の確認書類を財団宛に提出してください。

## 【確認書類】

- ・誓約書（所定の様式） 1 通

## 8. 奨学金の休止、停止又は廃止

奨学生が次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給を休止、停止又は廃止をすることがあります。

- (1) 休学し、又は長期にわたって欠席したとき
- (2) 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたとき
- (3) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) 奨学生として適当でない事実があったとき
- (7) 在籍する大学で処分を受け学籍を失ったとき
- (8) その他奨学生としての資格を失ったとき

## 9. 報告

奨学生は、1年間の学修状況について、学修状況報告書を作成してください。

なお、報告書の内容は、本奨学生の広報活動のため、個人情報が特定されないよう抜粋し、広報誌やホームページ等へ掲載する場合がありますので、ご了承ください。

各大学事務局は、在籍する奨学生について、以下の書類を翌年4月30日までに財団宛に提出してください。

### 【報告書類】

- ・学修状況報告書（所定の様式） 1通
- ・学年末時点の成績証明書（大学発行のもの） 1通